

厚生年金保険・国民年金事業の概況
(令和 8 年 3 月現在)

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

1. 総括

(1) 適用状況

- 令和8年3月末の厚生年金保険（第1号）及び国民年金の被保険者数は、6,296万人であり、前年同月に比べて、2万人（0.0%）増加している。

表 1 制度別適用状況

	事業所数	被保険者数(人)			標準報酬月額 の平均 (円)
		総数	男子	女子	
厚生年金保険（第1号）	2,956,243	43,357,069	25,380,293	17,976,776	339,762
船員以外	2,952,350	43,305,829	25,329,053	17,976,776	339,629
一般男子	・	25,328,679	25,328,679	・	385,406
女子	・	17,976,776	・	17,976,776	275,130
坑内員	・	374	374	・	414,930
（再掲）短時間労働者	155,289	1,228,121	279,283	948,838	161,173
船員	3,893	51,240	51,240	・	451,816
国民年金	・	19,603,650	7,308,412	12,295,238	・
第1号	・	13,359,049	7,085,035	6,274,014	・
任意加入	・	208,796	85,540	123,256	・
第3号	・	6,035,805	137,837	5,897,968	・
合計	・	62,960,719	32,688,705	30,272,014	・

注. 厚生年金保険（第1号）の被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。

表 2 制度別適用状況の推移

	事業所数			被保険者数			標準報酬月額平均		
	令和7年3月末 (千か所)	令和8年3月末 (千か所)	対前年同月比 (%)	令和7年3月末 (千人)	令和8年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和7年3月末 (円)	令和8年3月末 (円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号）	2,881	2,956	2.6	42,849	43,357	1.2	331,936	339,762	2.4
船員以外	2,877	2,952	2.6	42,798	43,306	1.2	331,803	339,629	2.4
一般男子	・	・	・	25,235	25,329	0.4	376,922	385,406	2.3
女子	・	・	・	17,563	17,977	2.4	266,974	275,130	3.1
坑内員	・	・	・	0	0	△ 4.8	400,132	414,930	3.7
（再掲）短時間労働者	149	155	4.0	1,112	1,228	10.4	155,125	161,173	3.9
船員	4	4	△ 1.4	51	51	0.0	442,860	451,816	2.0
国民年金	・	・	・	20,089	19,604	△ 2.4	・	・	・
第1号	・	・	・	13,474	13,359	△ 0.9	・	・	・
任意加入	・	・	・	206	209	1.2	・	・	・
第3号	・	・	・	6,408	6,036	△ 5.8	・	・	・
合計	・	・	・	62,938	62,961	0.0	・	・	・

（２）給付状況

○ 令和8年3月末の厚生年金保険（第１号）及び国民年金の受給者数（同一の年金種別を除く延人数）は、4,377万人であり、前年同月に比べて、26万人（0.6％）減少している。

表３ 制度別年金受給者数 (単位：人)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第１号） 計	36,170,641	15,674,258	14,054,268	569,050	5,864,416	8,649
旧共済組合を除く	35,970,624	15,559,940	14,011,977	567,378	5,822,908	8,421
旧 法	342,512	84,758	57,751	19,790	171,982	8,231
新 法	35,619,332	15,473,659	13,954,024	546,945	5,644,704	・
（再掲）基礎あり	28,730,264	15,072,278	13,229,579	358,393	70,014	・
基礎または定額あり	28,316,610	15,080,586	13,236,024	・	・	・
基礎繰上げあり	2,185,586	781,238	1,404,348	・	・	・
基礎繰上げなし	26,131,024	14,299,348	11,831,676	・	・	・
基礎及び定額なし	1,111,073	393,073	718,000	・	・	・
船員保険（旧法）	8,780	1,523	202	643	6,222	190
旧共済組合 計	200,017	114,318	42,291	1,672	41,508	228
旧 法	37,844	24,819	784	578	11,435	228
新 法	162,173	89,499	41,507	1,094	30,073	・
（再掲）基礎あり	129,932	88,915	40,080	936	1	・
国民年金 計	36,454,797	33,134,609	966,701	2,266,919	86,568	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,228,695	4,168,392	212,658	1,817,444	30,201	・
旧法拠出制	247,385	139,170	80,226	22,131	5,858	・
新法基礎年金	36,207,412	32,995,439	886,475	2,244,788	80,710	・
（再掲）基礎のみ	7,209,796	5,196,665	134,988	1,847,181	30,962	・
（再掲）基礎のみ共済なし	5,981,310	4,029,222	132,432	1,795,313	24,343	・
福祉年金	-	-	・	・	・	・
合 計	43,765,242	33,647,674	1,751,310	2,476,640	5,880,969	8,649

注１．人数の合計は、厚生年金保険（第１号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者の数である。
２．新法老齢厚生年金（第１号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
３．厚生年金保険（第１号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
４．「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧ＪＲ共済、旧ＮＴＴ共済、旧ＪＴ共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
５．「基礎あり」は、基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の数である。
６．新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
７．「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第１号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の数である。
８．「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数である。
９．「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
10．寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第１号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

○ 令和8年3月末の厚生年金保険（第１号）及び国民年金の受給者の年金総額は、53.2兆円であり、前年同月に比べて、1.0兆円（1.8％）増加している。

表４ 制度別受給者年金総額 (単位：百万円)

	総 数	老齢給付		障害年金	遺族給付	
		老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満		遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険（第１号） 計	26,647,918	17,654,349	2,669,590	391,996	5,929,389	2,595
旧共済組合を除く	26,439,434	17,503,376	2,660,818	390,511	5,882,189	2,540
旧 法	367,752	131,277	23,733	24,263	185,998	2,481
新 法	26,054,434	17,367,543	2,637,011	364,842	5,685,038	・
（別掲）基礎年金	20,894,439	11,382,101	9,117,364	325,054	69,920	・
船員保険（旧法）	17,248	4,555	75	1,406	11,153	59
旧共済組合 計	208,484	150,973	8,772	1,485	47,199	55
旧 法	64,483	49,470	361	811	13,786	55
新 法	144,002	101,503	8,411	675	33,413	・
（別掲）基礎年金	102,226	70,155	31,244	825	・	・
国民年金 計	26,573,675	24,163,127	249,431	2,066,854	94,263	・
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	4,538,630	2,795,824	51,879	1,660,972	29,955	・
旧法拠出制	111,086	69,108	18,829	20,593	2,557	・
新法基礎年金	26,462,588	24,094,019	230,602	2,046,262	91,707	・
（再掲）基礎のみ	5,393,259	3,636,922	33,799	1,687,422	35,116	・
（再掲）基礎のみ共済なし	4,427,544	2,726,716	33,050	1,640,380	27,398	・
福祉年金	-	-	・	・	・	・
合 計	53,221,593	41,817,475	2,919,021	2,458,850	6,023,652	2,595

注１．厚生年金保険（第１号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第１号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
２．新法老齢厚生年金（第１号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
３．「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧ＪＲ共済、旧ＮＴＴ共済、旧ＪＴ共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の当該年金の年金総額である。
４．年金総額には一部支給停止額を含む。
５．「（別掲）基礎年金」は併給する基礎年金額（同一の年金種別）である。
６．新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
７．「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第１号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の年金総額である。
８．「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の年金総額である。
９．「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
10．寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第１号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

表5 制度別受給者状況の推移

	受 給 者 数			年 金 総 額		
	令和7年3月末 (千人)	令和8年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和7年3月末 (億円)	令和8年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号） 計	36,189	36,171	△ 0.1	263,750	266,479	1.0
旧共済組合除く	35,966	35,971	0.0	261,395	264,394	1.1
旧法	399	343	△ 14.2	4,227	3,678	△ 13.0
新法	35,557	35,619	0.2	256,971	260,544	1.4
船員保険（旧法）	10	9	△ 12.9	197	172	△ 12.5
旧共済組合 計	223	200	△ 10.4	2,355	2,085	△ 11.5
旧法	45	38	△ 16.1	777	645	△ 17.0
新法	178	162	△ 8.9	1,578	1,440	△ 8.7
国民年金 計	36,302	36,455	0.4	258,897	265,737	2.6
（再掲）基礎のみ共済なし・旧国年	6,447	6,229	△ 3.4	45,696	45,386	△ 0.7
旧法拠出制	296	247	△ 16.5	1,297	1,111	△ 14.3
新法基礎年金	36,005	36,207	0.6	257,600	264,626	2.7
（再掲）基礎のみ	7,365	7,210	△ 2.1	53,760	53,933	0.3
（再掲）基礎のみ共済なし	6,151	5,981	△ 2.8	44,399	44,275	△ 0.3
福祉年金	-	-	-	-	-	-
合 計	44,029	43,765	△ 0.6	522,647	532,216	1.8

注1. 人数の合計は、厚生年金保険（第1号）と同一の年金種別の基礎年金を併給している者の重複分を控除した数である。

2. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

3. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R 共済、旧N T T 共済、旧J T 共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の数及びその者の当該年金の年金総額である。

5. 年金総額には一部支給停止額を含む。

6. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の数及びその者の当該年金の年金総額である。

7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者及びその者の当該年金の年金総額である。

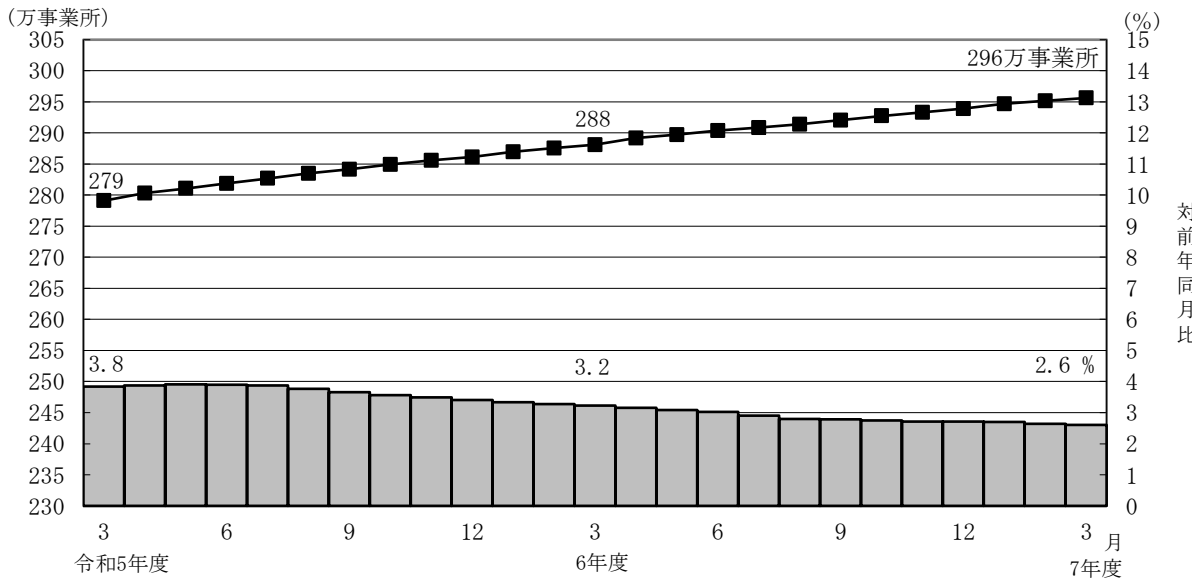
8. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

2. 厚生年金保険

(1) 適用状況

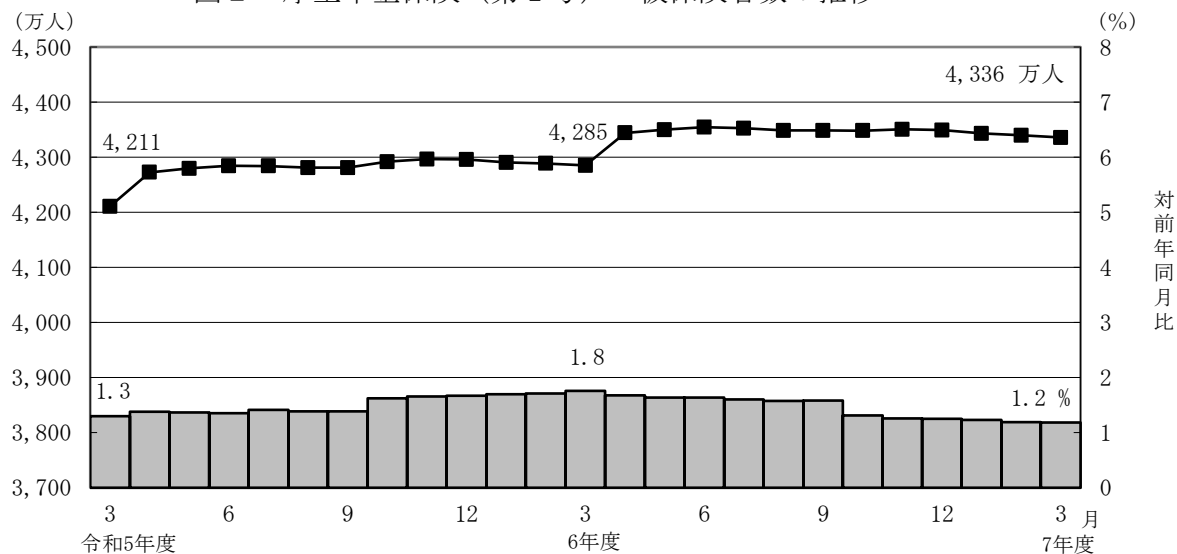
- 令和8年3月末の厚生年金保険（第1号）の適用事業所数は296万事業所であり、前年同月に比べて8万事業所（2.6%）増加している。

図1 厚生年金保険（第1号） 適用事業所数の推移



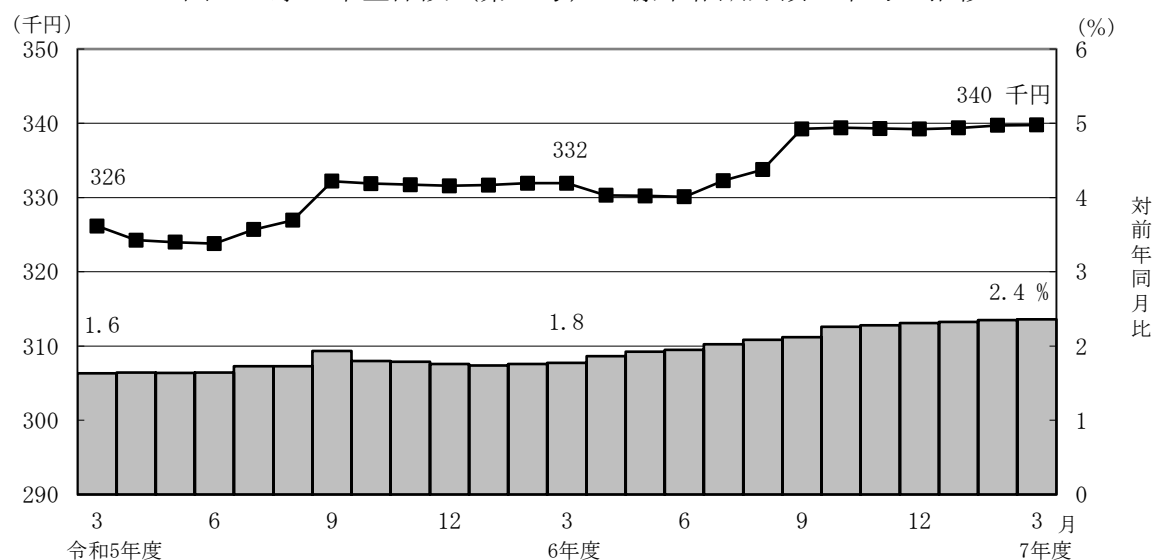
- 厚生年金保険（第1号）の被保険者数は4,336万人となっており、前年同月に比べて51万人（1.2%）増加している。内訳をみると、一般男子が2,533万人（対前年同月比9万人、0.4%増）、女子が1,798万人（対前年同月比41万人、2.4%増）、坑内員が4百人（対前年同月比19人、4.8%減）、船員が5万人（対前年同月比7人、0.0%増）である。

図2 厚生年金保険（第1号） 被保険者数の推移



- 厚生年金保険（第1号）被保険者の標準報酬月額平均は、33万9,762円となっており前年同月に比べて2.4%増加している。内訳をみると、一般男子は38万5,406円（対前年同月比2.3%増）、女子は27万5,130円（対前年同月比3.1%増）、坑内員は41万4,930円（対前年同月比3.7%増）、船員が45万1,816円（対前年同月比2.0%増）である。

図3 厚生年金保険（第1号） 標準報酬月額の平均の推移

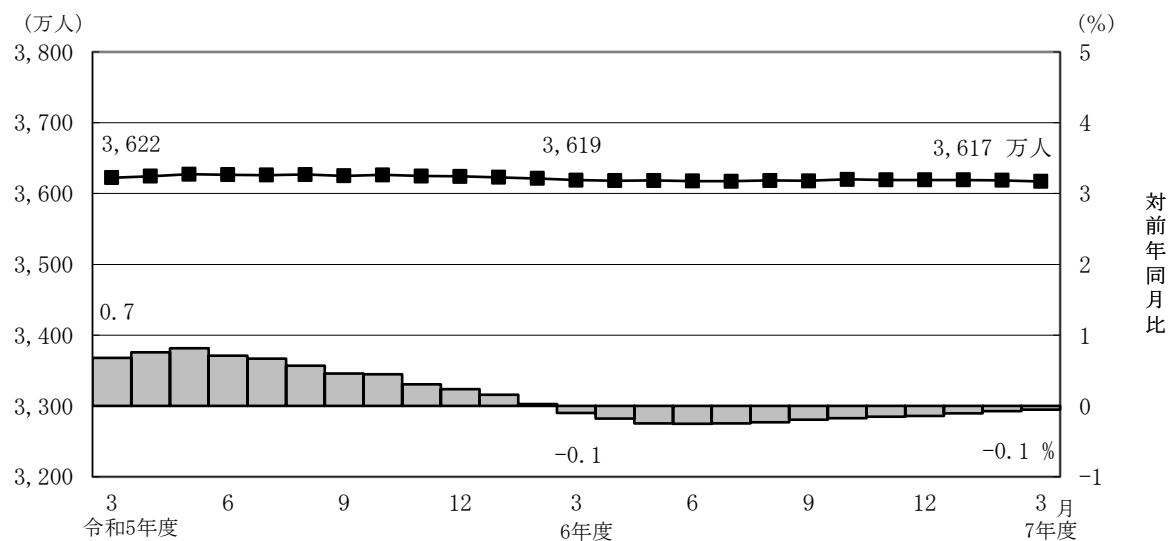


- 厚生年金保険（第1号）被保険者に係る賞与支給事業所数は11万事業所、賞与支給被保険者数は358万人、標準賞与額の平均は29万1,400円となっている。

(2) 給付状況

- 令和8年3月末の厚生年金保険（第1号）受給者数は3,617万人（旧法厚年分34万人、新法厚年分3,562万人、旧法船保分9千人、旧共済分20万人）で、前年同月に比べて2万人（0.1%）減少している。
- 老齢給付の受給者数は2,973万人（旧法厚年分14万人、新法厚年分2,943万人、旧法船保分2千人、旧共済分16万人）で、前年同月に比べて7万人（0.2%）減少している。
- 障害給付の受給者数は57万人（旧法厚年分2万人、新法厚年分55万人、旧法船保分6百人、旧共済分2千人）で、前年同月に比べて2万人（4.4%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は587万人（旧法厚年分18万人、新法厚年分564万人、旧法船保分6千人、旧共済分4万人）で、前年同月に比べて3万人（0.5%）増加している。

図4 厚生年金保険（第1号） 受給者数の推移



- 令和8年3月末の厚生年金保険（第1号）の受給者に係る老齢年金の平均年金月額 は、15万4,747円となっている。

○ 令和8年3月末における失業給付との調整に該当する厚生年金保険（第1号）の受給権者数は1万人、高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は3万人となっている。

表6 雇用保険の給付と厚生年金保険（第1号）の受給権者に係る老齢厚生年金との調整

	失 業 給 付								
	件数（人）			総停止年金額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 7 年 10 月	18,017	10,015	8,002	10,074,828	8,428,564	1,646,264	46,599	70,133	17,144
	16,598	9,314	7,284	9,326,166	7,796,762	1,529,405	46,824	69,758	17,497
	15,115	8,280	6,835	8,245,430	6,806,301	1,439,130	45,459	68,501	17,546
令和 8 年 1 月	13,402	7,008	6,394	6,831,607	5,495,260	1,336,347	42,479	65,345	17,417
	12,943	6,632	6,311	6,359,313	5,053,010	1,306,302	40,944	63,493	17,249
	12,776	6,404	6,372	5,984,495	4,673,898	1,310,596	39,035	60,820	17,140

	高 年 齢 雇 用 継 続 給 付								
	件数（人）			高年齢雇用継続給付による停止総額（千円）			平均停止月額（円）		
	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満	計	老齢相当	通老相当 ・25年未満
令和 7 年 10 月	48,489	46,002	2,487	6,314,305	6,054,968	259,337	10,852	10,969	8,690
	45,805	43,229	2,576	5,885,186	5,616,953	268,233	10,707	10,828	8,677
	42,211	39,532	2,679	5,361,033	5,081,818	279,215	10,584	10,712	8,685
令和 8 年 1 月	35,959	33,317	2,642	4,528,259	4,246,531	281,728	10,494	10,622	8,886
	30,563	27,966	2,597	3,764,151	3,484,302	279,849	10,263	10,383	8,980
	25,728	23,104	2,624	3,057,613	2,773,538	284,075	9,904	10,004	9,022

表7 厚生年金保険（第1号） 受給者状況の推移

		受 給 者 数			年 金 総 額		
		令和7年3月末 (千人)	令和8年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和7年3月末 (億円)	令和8年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
厚生年金保険（第1号） 計		36,189	36,171	△ 0.1	263,750	266,479	1.0
老 齢 年 金	計	15,781	15,674	△ 0.7	175,720	176,543	0.5
	旧共済組合除く 計	15,653	15,560	△ 0.6	174,005	175,034	0.6
	旧法	107	85	△ 20.7	1,643	1,313	△ 20.1
	新法	15,544	15,474	△ 0.5	172,302	173,675	0.8
	船員保険（旧法）	2	2	△ 24.3	60	46	△ 23.9
	旧共済組合 計	128	114	△ 10.9	1,715	1,510	△ 12.0
	旧法	30	25	△ 18.0	608	495	△ 18.6
	新法	98	89	△ 8.7	1,107	1,015	△ 8.3
通算老齢年金 ・25年未満	計	14,021	14,054	0.2	26,018	26,696	2.6
	旧共済組合除く 計	13,974	14,012	0.3	25,922	26,608	2.6
	旧法	74	58	△ 21.5	295	237	△ 19.4
	新法	13,900	13,954	0.4	25,626	26,370	2.9
	船員保険（旧法）	0	0	△ 21.4	1	1	△ 19.4
	旧共済組合 計	46	42	△ 8.8	97	88	△ 9.2
	旧法	1	1	△ 13.4	4	4	△ 12.8
	新法	45	42	△ 8.7	93	84	△ 9.1
障 害 年 金	計	545	569	4.4	3,723	3,920	5.3
	旧共済組合除く 計	543	567	4.4	3,707	3,905	5.3
	旧法	21	20	△ 7.9	260	243	△ 6.6
	新法	521	547	5.0	3,432	3,648	6.3
	船員保険（旧法）	1	1	△ 8.8	15	14	△ 6.6
	旧共済組合 計	2	2	△ 7.9	16	15	△ 7.9
	旧法	1	1	△ 10.1	9	8	△ 9.1
	新法	1	1	△ 6.7	7	7	△ 6.1
遺 族 年 金	計	5,833	5,864	0.5	58,259	59,294	1.8
	旧共済組合除く 計	5,786	5,823	0.6	57,733	58,822	1.9
	旧法	188	172	△ 8.5	2,002	1,860	△ 7.1
	新法	5,591	5,645	1.0	55,611	56,850	2.2
	船員保険（旧法）	7	6	△ 9.8	121	112	△ 7.6
	旧共済組合 計	46	42	△ 10.6	526	472	△ 10.3
	旧法	13	11	△ 12.3	155	138	△ 11.3
	新法	33	30	△ 9.9	371	334	△ 9.9
通算遺族年金	計	10	9	△ 13.1	29	26	△ 11.1
	旧共済組合除く 計	10	8	△ 13.1	29	25	△ 11.1
	旧法	9	8	△ 13.2	28	25	△ 11.2
	船員保険（旧法）	0	0	△ 10.4	1	1	△ 4.8
	旧共済組合 計	0	0	△ 11.3	1	1	△ 9.8
	旧法	0	0	△ 11.3	1	1	△ 9.8

注1. 新法老齢厚生年金（第1号）のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

3. 厚生年金保険（第1号）受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。

4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧J R共済、旧N T T共済、旧J T共済又は旧農林共済の受給権が発生していた者の数及びその者の当該年金の年金総額である。

5. 年金総額には一部支給停止額を含む。

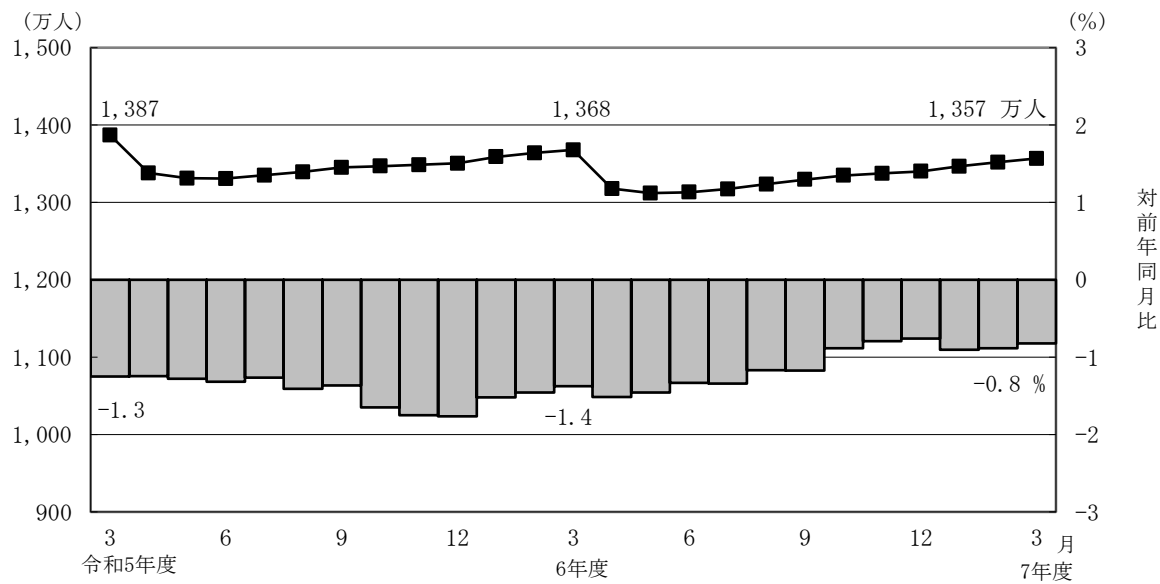
6. 「障害年金」及び「遺族年金」には、公務上・職務上を含む。

3. 国民年金

(1) 適用状況

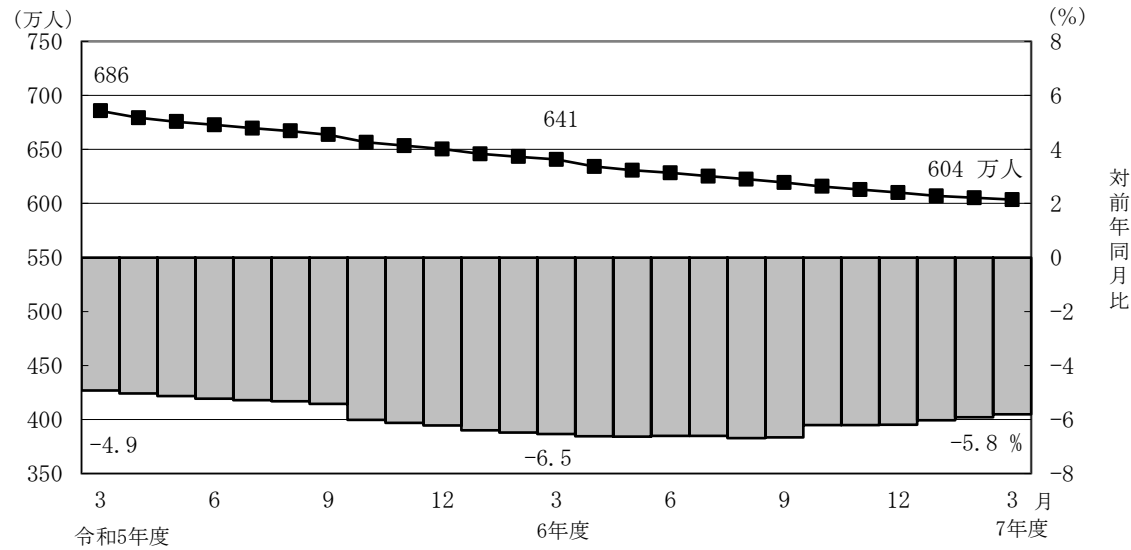
- 令和8年3月末の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は、1,357万人となっており、前年同月に比べて11万人（0.8％）減少している。内訳をみると、男子は717万人（対前年同月比6万人、0.8％減）、女子は640万人（対前年同月比6万人、0.9％減）である。

図5 国民年金第1号被保険者数（任意加入を含む）の推移



- 第3号被保険者数は604万人となっており、前年同月に比べて37万人（5.8％）減少している。内訳をみると、男子は14万人（対前年同月比5千人、3.9％増）、女子は590万人（対前年同月比38万人、6.0％減）となっている。

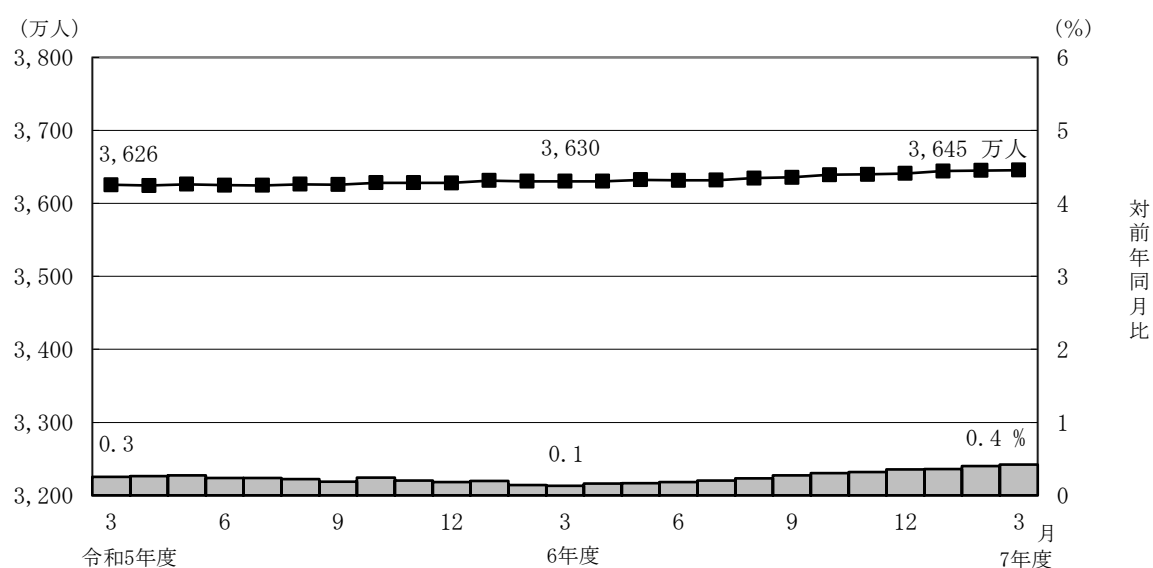
図6 国民年金第3号被保険者数の推移



（２）給付状況

- 令和8年3月末の国民年金受給者数は3,645万人（旧法拠出制25万人、基礎年金3,621万人）で、前年同月に比べて15万人（0.4%）増加している。
- 老齢給付の受給者数は3,410万人（旧法拠出制22万人、老齢基礎年金3,388万人）で、前年同月に比べて11万人（0.3%）増加している。
- 障害給付の受給者数は227万人（旧法拠出制2万人、障害基礎年金224万人）で、前年同月に比べて5万人（2.2%）増加している。
- 遺族給付の受給者数は9万人（旧法拠出制6千人、遺族基礎年金8万人）で、前年同月に比べて1千人（1.3%）減少している。

図7 国民年金受給者数の推移



- 国民年金の老齢年金・25年以上の受給者の平均年金月額は、令和8年3月末で6万770円となっている。
老齢年金・25年以上の新規裁定者（受給者）の平均年金月額は、5万7,916円となっている。
- 旧法老齢年金受給権者及び老齢厚生年金（厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く））の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者について繰上げ受給の状況をみると、3月は新規裁定者1万人のうち繰上げ受給権者が8百人となっており、繰上げ受給率は8.2%である。なお、令和6年度新規裁定者の繰上げ受給率は7.2%となっている。

表 8 国民年金受給者状況の推移

		受 給 者 数			年 金 総 額		
		令和7年3月末 (千人)	令和8年3月末 (千人)	対前年同月比 (%)	令和7年3月末 (億円)	令和8年3月末 (億円)	対前年同月比 (%)
国民年金 計		36,302	36,455	0.4	258,897	265,737	2.6
(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年		6,447	6,229	△ 3.4	45,696	45,386	△ 0.7
老 齢 年 金 ・ 25 年 以 上	計	33,052	33,135	0.2	235,720	241,631	2.5
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	4,400	4,168	△ 5.3	28,816	27,958	△ 3.0
	旧法抛出处	162	139	△ 14.4	805	691	△ 14.1
	新法基礎年金	32,890	32,995	0.3	234,915	240,940	2.6
	(再掲) 基礎のみ	5,392	5,197	△ 3.6	36,841	36,369	△ 1.3
	(再掲) 基礎のみ共済なし	4,237	4,029	△ 4.9	28,011	27,267	△ 2.7
通 算 老 齢 年 金 ・ 25 年 未 満	計	944	967	2.4	2,363	2,494	5.6
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	234	213	△ 9.0	558	519	△ 7.1
	旧法抛出处	103	80	△ 22.4	243	188	△ 22.4
	新法基礎年金	841	886	5.5	2,120	2,306	8.8
	(再掲) 基礎のみ	133	135	1.8	322	338	4.9
	(再掲) 基礎のみ共済なし	130	132	1.7	316	331	4.7
障 害 年 金	計	2,218	2,267	2.2	19,879	20,669	4.0
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	1,783	1,817	1.9	16,027	16,610	3.6
	旧法抛出处	24	22	△ 9.3	223	206	△ 7.6
	新法基礎年金	2,194	2,245	2.3	19,656	20,463	4.1
	(再掲) 基礎のみ	1,809	1,847	2.1	16,252	16,874	3.8
	(再掲) 基礎のみ共済なし	1,759	1,795	2.1	15,804	16,404	3.8
遺 族 年 金	計	88	87	△ 1.3	936	943	0.8
	(再掲) 基礎のみ共済なし・旧国年	30	30	△ 1.0	295	300	1.4
	旧法抛出处	6	6	△ 3.4	26	26	△ 3.4
	新法基礎年金	82	81	△ 1.1	909	917	0.9
	(再掲) 基礎のみ	31	31	△ 0.2	345	351	1.9
	(再掲) 基礎のみ共済なし	24	24	△ 0.4	269	274	1.9

注 1. 新法基礎年金について老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。

2. 「基礎のみ」は、同一の年金種別の厚生年金保険（第 1 号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給者の数及びその者の当該年金の年金総額である。

3. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成27年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を有しない受給者の数及びその者の当該年金の年金総額である。

4. 年金総額には一部支給停止額を含む。

5. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第 1 号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法抛出处に計上している。